

健生発 0925 第 2 号
7 輸国第 2311 号
令和 7 年 9 月 25 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
厚生労働省各地方厚生局長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)
農林水産省輸出・国際局長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の別紙 KW-A1
の追加について

今般、クウェートとの協議の結果、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行
等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水
産大臣決定。以下「手続規程」という。）別紙 KW-A1「クウェート向け輸出牛肉
の取扱要綱」を定めたほか、手続規程の別表 2 及び別紙リストの改正を行いました。

日本からクウェートに輸出する牛肉については、本要綱に基づき対応いただ
くとともに、関係事業者への周知等について、特段の配慮をお願いします。